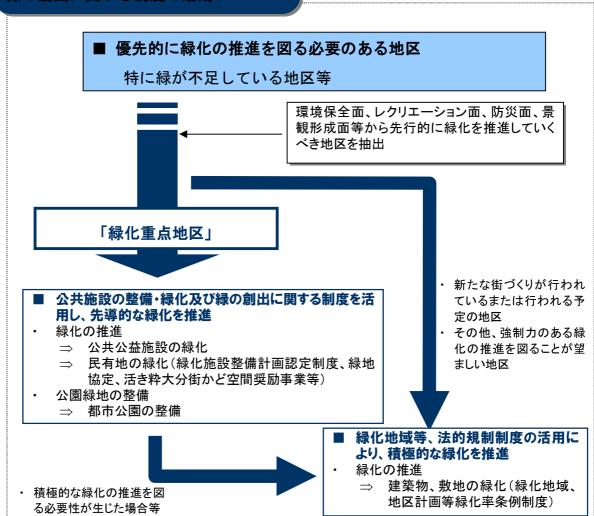
緑化の推進を図る地区についての方針

(1)緑化推進に関する制度の活用の考え方

緑の創出を図る中で、公共公益施設の緑化や公園緑地の整備については行政が主体となって取り組むものですが、民有地の緑化については、市民や土地所有者などの協力が得られなければ困難となります。特に市域の大部分が民有地で占められている本市においては、その緑化が重要な課題となります。

このため、大分市では緑が不足している地区や良好な環境の形成を図ることが必要な地区などを対象に、「活き粋大分街かど空間奨励事業」、「緑化施設整備計画認定制度」、「緑地協定」などの緑化制度を活用し、効果的かつ具体的に緑化の推進を図るものとします。なお、緑化制度の活用については地区の特性や市民の緑に対する意向などを総合的に判断し、適切な手法を選定し緑化を推進することとします。

緑の創出に関する制度の活用フロー



(2)緑化重点地区

1)緑化重点地区の検討

緑化重点地区については、都市計画区域を対象範囲として、地区住民の意見を聞きながら指定の検討を行います。また、指定については次の4つを基準とします。

緑化重点地区指定の要件

- ▶ 緑化を行うことにより、ヒートアイランド現象の緩和など環境の負荷 軽減に資することが期待できる地区
- ▶ 今後のまちづくりに関して、緑を活用した街並み景観の形成を図ることが望ましいと思われる地区
- ▶ 市街地の中で特に緑が不足していると思われる地区
- ▶ 市街地緑化の先行的な事例とすべき地区

また、緑化重点地区における主な緑化施策は次のとおりです。

- ▶ 公共公益施設緑化の推進(道路・河川・学校・その他公共公益施設)
- ▶ 都市公園、緑道などの整備
- ▶ 緑地協定の締結、地区計画等緑化率条例の制定等の推進
- ▶ 「緑化施設整備計画認定制度」、「活き粋大分街かど空間奨励事業」の 活用民有地緑化に対する助成などの促進(生垣緑化、屋上緑化、壁面 緑化など)

2)緑化重点地区の設定

市民の緑に対する意識調査では、周りの緑について、「緑が少ないと感じている」とした意見は全市的には10%程度ですが、大分地区(大分川より西側)についてみると25%と非常に高くなっています。

このような市民意識をはじめ、先述の緑化重点地区指定要件を踏まえ、緑 化重点地区は行政機能や商業・業務機能が集積し、大規模な市街地整備が進 められている大分駅周辺地区を対象とします。

区域については、現在指定されている「大分駅周辺地区」の区域を基本としながら、他事業、景観地区等関連計画との整合性を考慮し、次に示す概ね457haの区域に変更します。

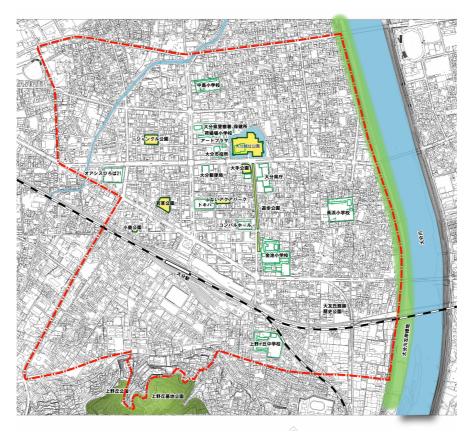
なお、今後は市の動向や地区の状況を踏まえながら、計画内容の変更や緑 化重点地区の追加、変更を行っていくものとします。

市民意識調査(周りの緑について)



■緑が多いと感じている■まあまあ緑があると感じている□緑が全ないと感じている□わからない□無回答

図 緑化重点地区域



3) 大分駅周辺地区における緑化方針

①地区の現況

大分駅北側の地区は、市役所をはじめとする行政機関や大規模な商業・業務施設が集積し、市の中心的役割を担うとともに、内外から多くの人々が集まる玄関口ともなっています。また、都市計画マスタープランでは、幹線道路網の再構築や、商業・業務機能の活性化による中核都心の形成を図ることが示されています。

一方、大分駅南側の地区では、「大分駅南土地区画整理事業」が進行中であり、複合文化交流拠点の形成とともに、シンボルロードの整備や都市型居住機能の集積による情報・文化新都心の形成を図ることが示されています。また、区域の南部には緑豊かな上野丘の丘陵地がせまり、緑の背景を成しています。

このように、本地区は都市機能の中枢を担う区域で、さらに市の玄関口としても新たな発展が期待されているところですが、緑被状況についてみると地区面積 457ha に対して緑被面積は概ね 39ha で、地区全体の9%程度と非常に少ない状況にあります。このため、今後、官民が協働して緑化に取り組み、本市の中心部にふさわしい緑豊かで潤いのある環境を形成していく必要があります。

市街化区域内の緑被率

種別		現況緑被率
市街化区域全体		29.9%
	緑化重点地区	9%



基盤整備の進む大分駅周辺(H20)

②緑化重点地区における緑化の考え方

主要な幹線道路の緑化拡充や鉄道敷跡を活用した緑化等を推進し、風の道を形成することによって、大分川に沿って流れる海や山からの涼風を市街地内へと誘導し、ヒートアイランド化の防止に努めます。また、道路の緑化を推進し、快適な緑のネットワークを形成します。

このうち、広幅員の(都)大分駅新川線、(都)大分駅上野丘線については賑やかで花と緑あふれる花と緑の都市軸を形成します。

また、大分城址公園周辺、大分駅周辺、上野丘周辺をはじめ、歴史的な公園の整備が進められている大友氏館跡歴史公園周辺を緑の拠点と位置づけ、緑化重点地区のシンボルゾーンとしてふさわしい空間形成を図ります。





③緑化重点地区における整備方針

1. 緑の拠点を形成します

- ・ 行政の中心地となっている大分城址公園周辺では、敷地緑化、屋上緑化、 壁面緑化を積極的に進め、緑化のモデルにふさわしい緑豊かな街区を形成 していきます。また、緑化手法、支援策など緑に関する情報発信を積極的 に行います。
- ・本市及び地区の玄関口となる大分駅周辺では拠点性や玄関口としてのイメージ向上を図るため、シンボルツリーの配置や花壇の充実などによって華やかな空間づくりを進めます。
- ・ 上野丘周辺では緑豊かな丘陵地がせまり、市街地からの良好な背景を形成 しているため、この緑を保全するとともに、個々の住宅地についても緑化 を促進し潤いのある環境づくりを進めます。
- ・ 大分駅東側では大友氏館跡歴史公園の整備が進められているほか、公園に 隣接して国指定文化財である旧万寿寺跡があります。このため、公園をは じめ、道路空間などを活用した緑化を推進し、歴史資源と一体になった緑 豊かな環境を創造していきます。



大分城址公園(H20)



大分駅南側(H20)

2. 花と緑で彩られた都心南北軸を形成します

- (都)大分駅新川線、(都)大分駅上野丘線を都 心南北軸として設定し、街路樹による緑化推 進、沿道建築物の緑化等による緑化重点地区 のシンボルにふさわしい道路空間づくりを 進めます。
- ・ シンボル性の高い樹種の採用や多彩な樹木 の組み合わせによりうるおいのある道路空 間の形成を図ります。
- 街路樹だけではなく、フラワーポット等を活 用し、花と緑の潤いある道路空間づくりを推 進します。

大分駅南土地区画整理事業完成予想図

(出典:大分県JR日豊本線等大分駅付近連続立体交差事業パンフレット)

3. 都市公園の整備と緑化を推進します

- 城址公園など都市公園の緑化拡充及び維持管 理の推進を図るとともに、新たな公園として 大友氏館跡歴史公園、金池南街区公園の整備 を推進します。
- 既存の公園については設備の更新を図り誰も が安心して憩える空間づくりを進めます。
- ・ 公園を整備する際にはバリアフリーや防災面 にも配慮します。
- ・ 駅南で計画されている複合文化交流施設と一 体になった(仮称)屋上公園を整備します。
- ・ 道路角地や暫定的に未利用地となっている場 所を活用し、ポケットパークやスポット的な 緑化を推進します。



大友氏館跡歴史公園イメージ図 (出典:大分市教育委員会パンフレット)



大手公園(H20)

・ オープンスペースの確保が困難と考えられる場合は、駐車場の緑化を推進す るとともに、立体都市公園の可能性について検討を図ります。

4. 公共施設の緑化を推進します

- ・ 官公庁施設をはじめ、小中学校等の教育施設、公民館、文化施設については、 民間建築物に対する緑化のモデルとなるよう緑地量の増加に努めます。
- ・ 単に緑地量を増加させるだけではなく、敷地周囲の緑化や壁面緑化など見せる工夫を行い視覚的に効果のある緑化に努めます。



大分市役所(H20)



小学校の緑化(H19)

5. 商業・業務地の緑化を推進します

- ・ 大規模商業施設などでは、「緑化施設整備計画認定制度」や、「活き粋大分 街かど空間奨励事業」など、誘導支援方策の活用を図り、屋上緑化、壁面 緑化など土地所有者や事業者等が緑化の推進に取り組みやすいよう配慮 していきます。
- ・ 今後、新たに大規模建築物が立地する場合には道路に面して公共性のある緑地の確保を誘導していきます。

6. 住宅地の緑化を推進します

- ・ 比較的低層の住宅地等では緑地協定や地区 計画の導入による生垣緑化等を推進します。
- ・マンション等の集合住宅については敷地内 における緑化や屋上、ベランダにおける緑化 を誘導するとともに、道路に面して公共性の ある緑地の確保を誘導していきます。



緑地協定事例(H20)

7. 道路の緑化を推進します

- ・ 幹線道路における街路樹の設置など、さらなる道路緑化を進めるとともに、投影面積の大きな樹種の採用、剪定方法の工夫等により緑陰効果を高め、快適な緑のネットワークを形成します。
- ・駅南の(都)末広東西線や大道金池線等では、花や緑を適切に配置し、快適でにぎわいのある緑の回廊づくりを進めます。その他、幹線道路等では既存の歩行空間を活用し、花と緑による緑化の拡充を図ります。
- ・ 幹線道路の歩行空間や、河川敷等を活用し、 快適な歩行者ネットワークの整備・拡充を 推進します。
- ・ 街路樹の設置が困難な区画道路等については、歩行者の通行が多い商店街などを中心に、事業者等の協力を求めつつ、フラワーポット等による花と緑の憩いの空間づくりを進めます。
- ・ 幹線道路の歩道空間を中心に市民との協働 による樹木の維持管理や清掃活動などを推 進します。
- ・ 道路角地や沿道の未利用地などを利用し緑化を推進します。



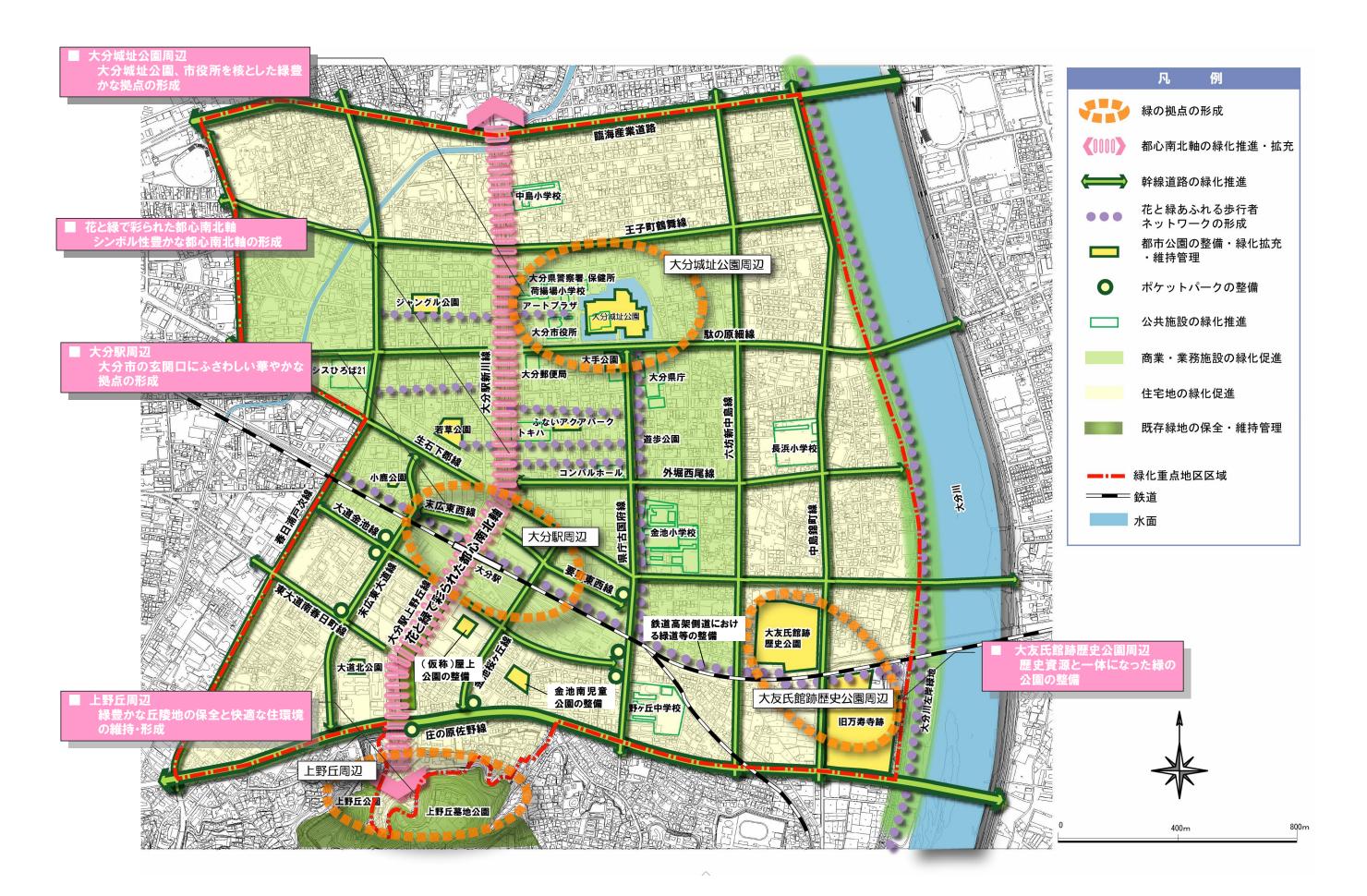
国道 197号(H20)



サンサン通り(H20)



市役所北側の歩道(H20)

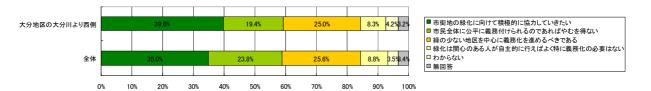


(3)緑化地域

1)緑化地域指定に関する大分市の考え方

緑化地域(※)については、市街化区域を対象範囲として、地区住民の意見を聞きながら指定の検討を行います。また、指定については緑化重点地区指定要件で掲げた4つの要件を考慮し、より積極的な緑化が必要な地区などを対象に指定していくものとします。

市民意識調査(市街地緑化の義務化について)



また、緑化地域を定めるにあたり、次に示す事項を考慮していくものとし

- 緑化地域の対象となる区域は基本的に緑が不足している地区、ヒートアイランド現象の緩和を図る必要のある地区などが対象となりますが、今後、大規模な土地利用転換が進められているまたは進められる予定のある地区なども含め区域を検討していきます。
- 緑化率の規制は建築基準関係での規定となるため、今後、緑化が必要な 地区を対象に十分な調査を行い、区域を定めます。
- 緑化率規制の対象となる建築物は敷地面積 1,000 ㎡以上とされていますが、条例を定めることにより 1,000 ㎡未満 300 ㎡以上まで対象を引き下げることが可能なため、今後、地区の実態を精査した上で適切に対象建築物を定めていくこととします。
- 緑化率規制への周知・理解を促進していくとともに、緑化施設整備計画 認定制度や活き粋大分街かど空間奨励事業などの支援策についても合 わせて検討を進めます。

2)緑化地域における緑化の考え方

緑化については基本的に道路や公園など公共公益施設や民有地ごとに一定割合以上の緑化を義務付けていくものとし、建物以外の敷地はもとより屋上緑化や壁面緑化などの面積についても緑化面積として計上し、地域全体の緑化を推進していきます。

3)緑化地域における整備方針

1. 公共施設の緑化を推進します

・ 公共施設については、より積極的な緑化の推進を図ります。特に、敷地周囲の緑化や壁面緑化など視覚的に効果のある緑化に努めます。

2. 民間施設の緑化を推進します

- ・ 緑化地域制度の周知を図りながら、土地所有者等への緑化に対する理解に努めます。
- ・ 「緑化施設整備計画認定制度」や、「活き粋大分街かど空間奨励事業」など、 支援方策の活用を図り、土地所有者や事業者等が緑化の推進に取り組みやす いよう配慮していきます。
- 駐車場等についても生垣緑化や壁面緑化等の緑化を推奨していきます。